

神戸大学大学院経営学研究科中小M&A研究教育センター(MAREC)
Small and Medium Sized M&A Research and Education Center

No.2026-01

不適切な譲り受け側に係る 情報共有の仕組みへの現状と課題

神戸大学大学院経営学研究科 中小 M&A 研究教育センター 本田 朋史
2026 年 7 月 3 日

- 本レポートでは、中小企業庁が公開している「登録支援機関データベース」に登録されている 3,395 社を対象として、「不適切な譲り受け側に係る情報共有の仕組み」への加盟状況について分析を行った。
- 2026 年 5 月時点において、「不適切な譲り受け側に係る情報共有の仕組み」に加盟している登録支援機関は 110 社であり、全体の約 3%にとどまっている。
- 都道府県別にみると、「不適切な譲り受け側に係る情報共有の仕組み」への加盟率が最も高い地域は滋賀県であり、続いて佐賀県、長野県となっている。一方で、加盟率が 0%となっている都道府県は 29 にのぼる。
- 従業員規模別にみると、「不適切な譲り受け側に係る情報共有の仕組み」への加盟率が最も高いのは 50～99 人規模の機関で 14.7%、次いで 500～999 人規模の機関で 13.6%となっている。
- 業種別にみると、近年、中小機関 M&A や事業承継支援への関与を強めている銀行業における加盟率は 2.2%にとどまっている。
- 本仕組みへの加盟には、金銭的成本や実務負担が伴うため、これらの要因が制度参加を抑制している可能性が考えられる。

1. はじめに

図表 1 不適切な譲り受けの行為の事例

情報共有制度で問題となる事項	主な内容	主な新聞記事(引用元)
経営者保証の未解除	譲渡後も譲り渡し側の旧経営者の保証債務が解除されず、譲渡後も債務負担が残る。	・朝日新聞デジタル「(M&A仲介の罠2)経営者保証の落とし穴」M&A仲介で事業承継、老舗の寝具店は4カ月半で資金が尽きた」(2024年7月9日) ・朝日新聞「M&A仲介の罠2：1 老舗、信用も資金も失った」(2024年7月17日) ・朝日新聞「M&A仲介のトラブル 後継なく譲渡したかったが…」(2024年10月20日)
資金流出・資産流用	譲渡後、譲り渡し側の預金等が流出し、資金繰りの悪化や事業継続に支障が生じる。	・朝日新聞デジタル「(M&A仲介の罠3 食い物にされる中小企業たち)M&Aで「4億円超ひっこぬき」の手口 貸したお金は1円も戻らず」(2024年10月1日) ・朝日新聞デジタル「(M&A仲介の罠4 カネ目当ての事業承継)「カネ目当てのM&A」批判でトップ解任 緊迫の取締役会動画入手」(2024年10月7日) ・毎日新聞「吸血型M&A：M&A掲げ、資産「吸血」 東京の投資会社 事業・債務放置、中小を標的か」(2025年6月10日)

注：表中の事例は、朝日新聞クロスサーチ及びマイサク（毎日新聞データベース）を用いて、検索・収集した新聞記事を基に筆者が整理している。表中には各事例を代表する記事のみを掲載している。

本レポートは、「不適切な譲り受け側に係る情報共有の仕組み」の現状と課題について明らかにする。2024 年以降、不適切な譲り受け側による中小 M&A を巡る複数の事案が各種メディアで報道された（表 1）。これらの事案では、譲り受け側が買収後に譲り渡し側の現預金を流出させたり、資産を流動化したりすることで、譲り渡し側が資金繰りの悪化や事業継続困難な状況に陥るケースが報じられている。また、譲渡後に経営者保証が解除されない事例や、契約上約束された譲渡代金等が支払われない事例、買い手の信用調査やスクリーニングが十分でなかったと指摘される事例も確認されている。これらの問題は、譲り渡し側に重大な損害を与えるだけでなく、潜在的な譲り渡し側の中小 M&A 市場に対する信頼を損ない、市場全体の健全な発展を阻害するおそれがある。

こうした問題に対応するため、一般社団法人 M&A 支援機関協会は、2024 年 10 月より「不適切な譲り受け事業者の情報共有の仕組み」の運用を開始した¹。本仕組みは、不適切な譲り受け側に関する情報を M&A 業界内で共有し、当該機関との取引を未然に防止することを通じて、中小 M&A 市場の透明性および信頼性の向上を図ることを目的としている。

また、中小機関庁においても、「不適切な譲り受け側に係る情報共有の仕組みについて」（2025 年 2 月）や「第 3 回中小 M&A 市場の改革に向けた検討会」において、本仕組みの在り方に関する議論が行われている。さらに、2025 年 2 月以降、中小機関庁が運営する M&A 支援機関登録制度の一環である「登録支援機関データベース」では、各登録支援機関の加盟状況が公表されている。

¹ 不適切な譲り受け側として登録されることになる事由についての詳細は、一般社団法人 M&A 支援機関協会 HP を参照されたい。一般社団法人 M&A 支援機関協会（MAAA） ～信頼できる M&A をすべての人に～

2. データ

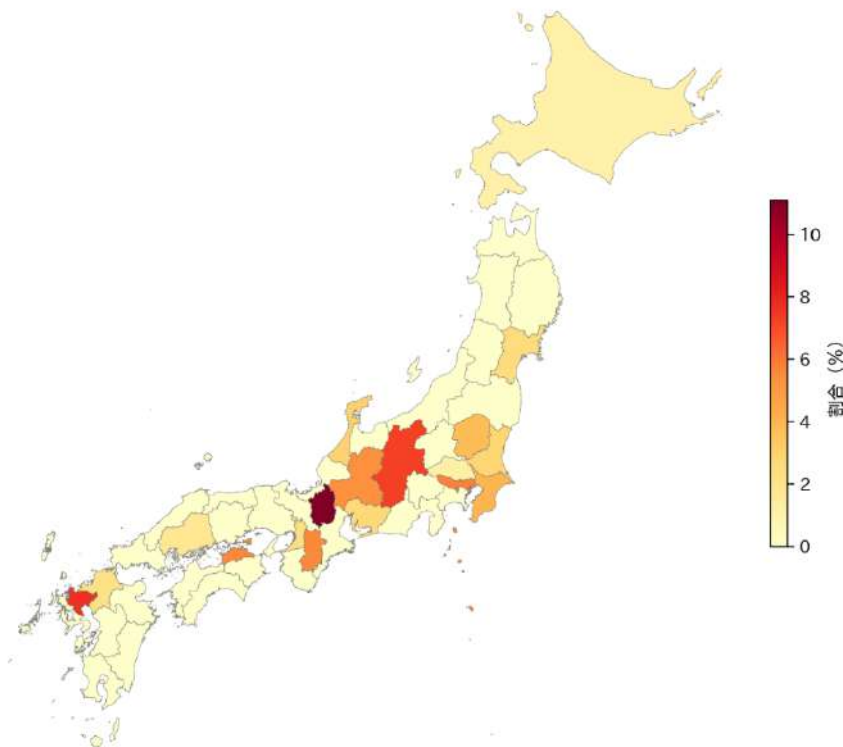
本レポートは、中小機関庁が公開している「登録支援機関データベース」に登録されているM&A 支援機関を分析対象とする。本データベースには、機関名、所在地、M&A 支援業務専従者数、手数料体系など、各登録支援機関の属性情報が収録されている。また、「不適切な譲り受け側に係る情報共有の仕組み」への加盟状況についても開示されている。データの取得日は2026年5月19日であり、同日時点における登録支援機関数は3,395社である²。

3. 分析結果

初めに、3,395社のうちどの程度の機関が「不適切な譲り受け側に係る情報共有の仕組み」に加盟しているかを確認すると、加盟している機関は110社であり、全体の約3.2%にとどまっていることが分かる³。

図表2 都道府県別

都道府県別：「不適切な譲り受け側に係る情報共有の仕組み」に加盟している割合



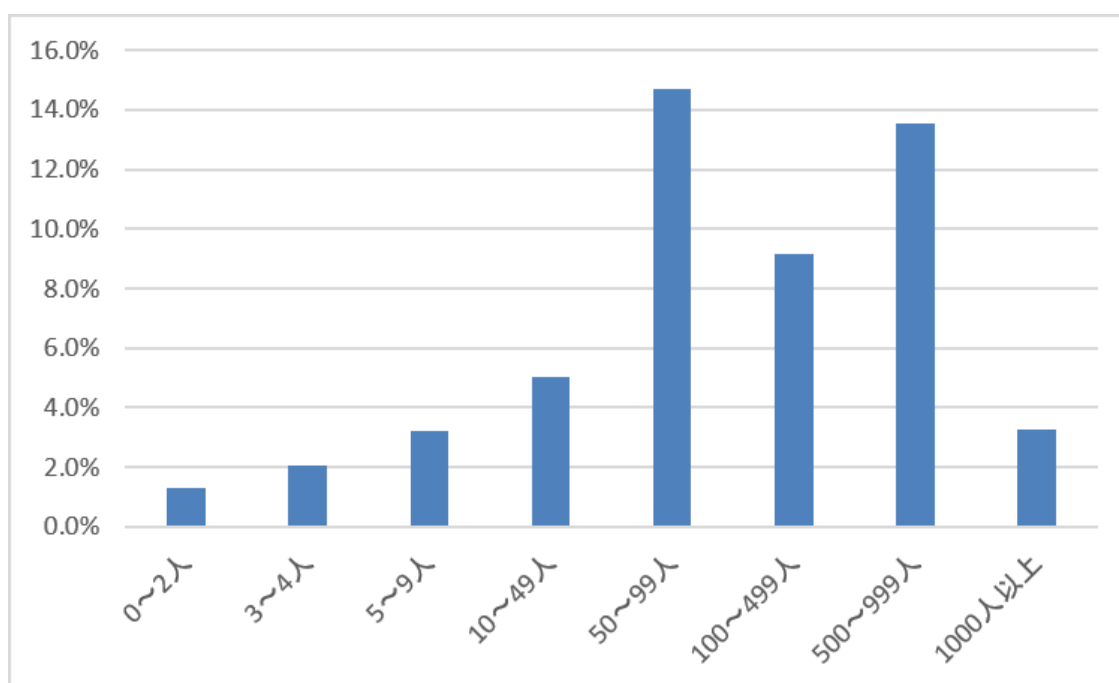
出典：M&A 支援機関登録制度 HP「登録支援機関データベース」より筆者作成。

² 出典：「M&A 支援機関登録制度 HP」[登録支援機関データベース | M&A 支援機関登録制度](#)

³ 一般社団法人 M&A 支援機関協会（MAAA）によると、「不適切な譲り受け側に係る情報共有の仕組み」に加盟している機関数は合計128社（2026年6月17日時点）となっている。

次に、都道府県別の割合を確認すると、「不適切な譲り受け側に係る情報共有の仕組み」に加盟していると回答した割合が最も高い地域は滋賀県であり、11.1%（1社／9社）となっている。続いて、佐賀県が7.7%（1社／13社）、長野県が7.3%（3社／41社）となっている。登録機関数で確認すると、東京都で74機関（／1278社）が最多となる。続いて、大阪府で9機関（／386社）、愛知県で5機関（／182社）、福岡県で4機関（／178社）となる。一方で、本仕組み創設の契機となった事案の関係企業が所在していた茨城県は2.9%にとどまっている。また、「不適切な譲り受け側に係る情報共有の仕組み」に加盟している認定支援機関の割合が0%となっている都道府県は29にのぼる。このことから、多くの地域において本仕組みへの参加が確認されておらず、制度の普及は限定的であることが分かる（図表1）。

図表3 機関規模別（従業員ベース）



出典：M&A 支援機関登録制度 HP「登録支援機関データベース」より筆者作成。

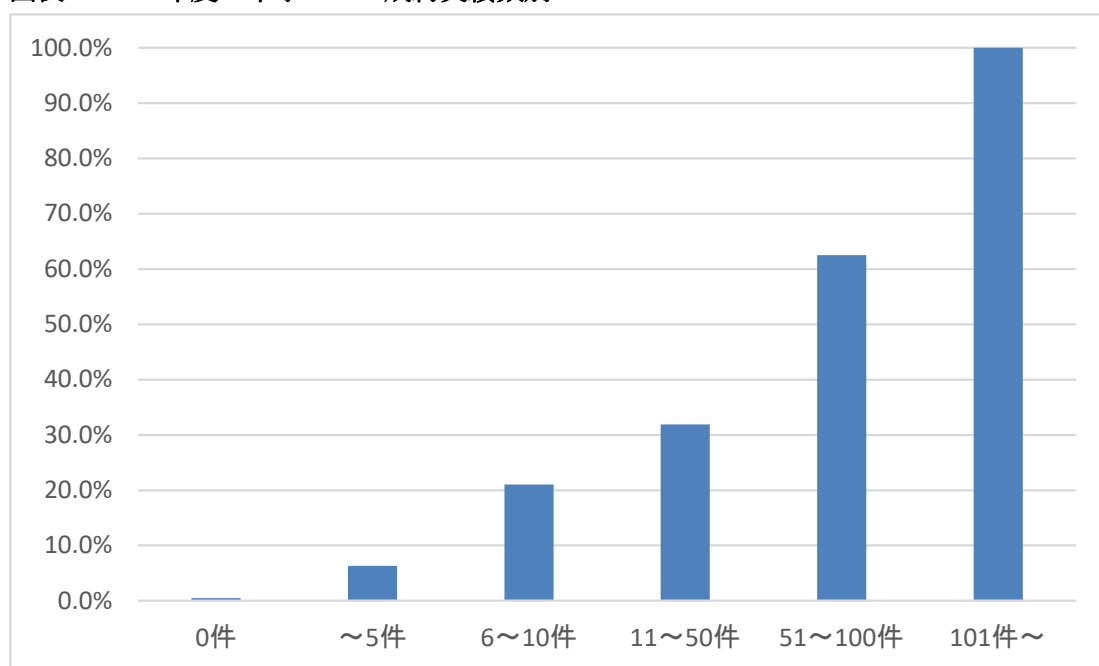
続いて、機関規模別に割合を確認すると、「不適切な譲り受け側に係る情報共有の仕組み」に加盟していると回答した割合が最も高いのは50～99人規模の機関で14.7%（15社／102社）、次いで500～999人規模の機関で13.6%（8社／59社）となっている。一方、0～2人規模の機関では1.3%（20社／1,530社）、3～4人規模の機関では2.0%（10社／488社）と低い水準にとどまっている。また、1000人以上の大規模機関においても、その割合は3.3%（3社／92社）にとどまっている。このことから、本仕組みへの参加は小規模機関だけでなく大規模機関においても限定的であり、不適切な譲り受け側に関する情報共有の取組みが十分に浸透していない可能性が示唆される（図表2）。

また、業種別の割合を確認すると、「不適切な譲り受け側に係る情報共有の仕組み」に加盟していると回答した割合が最も高い業種は各種商品小売業で50.0%（1社／2社）であった。次いで、貸金業・クレジットカード業等の非預金信用機関が20.0%（1社／5社）とな

っている。ただし、これらの業種はサンプル数が極めて少ないため、解釈には一定の留意が必要である。登録機関数でみると、専門サービス業で 63 機関（／2189 社）、その他のサービス業で 21 機関（／417 社）となっている。一方、近年、中小機関 M&A や事業承継支援への関与を強めている銀行業では、その割合は 2.2%（2 社／89 社）にとどまっている。この結果は、少なくとも本仕組みへの参加という観点からみると、銀行業における情報共有の取組みが必ずしも広く浸透していない可能性を示唆している。

最後に、2024 年度の中小 M&A 成約実績数別に本仕組みへの参加割合を確認すると、2024 年度の中小 M&A 成約実績数が多いほど、本仕組みへの参加割合が高くなる傾向が確認できる。特に、成約実績数が 101 件以上のグループでは、参加割合は 100%となっている。

図表 4 2024 年度の中小 M&A 成約実績数別



2024年度の中小M&A成約実績数							
加盟の有無	0件	~5件	6~10件	11~50件	51~100件	101件~	合計
無し	2,554	606	60	62	3	0	3,285
有り	13	41	16	29	5	6	110
合計	2,567	647	76	91	8	6	3,395
割合（有り）	0.5%	6.3%	21.1%	31.9%	62.5%	100.0%	

出典：M&A 支援機関登録制度 HP「登録支援機関データベース」より筆者作成。

一方で、一定数の成約実績を有する支援機関であっても、本仕組みに参加していない事例も確認される。

4. 考察と提言

本レポートでは、中小機関庁が公開する「登録支援機関データベース」に登録されている3,395社を対象として、「不適切な譲り受け側に係る情報共有の仕組み」への加盟状況を分析した。その結果、2026年5月時点において、本仕組みに加盟していると回答した登録支援機関は110社であり、全体の約3%にとどまることが確認された。

2024年10月に開始された「不適切な譲り受け側に係る情報共有の仕組み」は、中小企業M&A市場の信頼性を確保する上で重要な制度である。しかし、本レポートの分析結果を見る限り、その普及は依然として限定的であり、登録支援機関の間で十分に浸透しているとは言い難い状況にある。

図表5 低加入率の要因と想定されるメカニズム

要因	想定されるメカニズム
金銭的コスト	・加盟には費用負担が発生し、特に小規模な登録支援機関や個人事業主では負担が相対的に大きい可能性がある。
実務負担	・情報共有への対応や譲り受け側の確認・スクリーニング体制の整備が必要となり、人的・時間的コストが発生する可能性がある。 ・スクリーニングを厳格化した場合、買い手候補が他の仲介会社へ流れる可能性がある。

4.1 低加入率の要因

もっとも、本レポートでは、登録支援機関が本仕組みに加盟していない理由を直接観察しているわけではない。そのため、以下では、加盟率が低い背景について、制度の特徴や登録支援機関の事業構造を踏まえた筆者の考察を述べる。

まず、本仕組みへの加盟には、年会費等の実質的な金銭コストが発生する。また、登録支援機関の多くは小規模事業者又は個人事業主であることを踏まえると、こうした固定的なコストは、大規模な支援機関と比較して相対的に大きな負担となる可能性がある。

さらに、情報共有に伴う実務負担も、小規模な登録支援機関にとっては大きいと考えられる。本仕組みに加盟した場合、不適切な譲り受け側に関する情報共有への対応だけでなく、譲り受け側の事前確認やスクリーニング体制の整備・運用も求められる。そのため、譲り受け側が適切であるかを十分に確認するには、一定の人的・時間的リソースを要する。加えて、本仕組みに加盟する支援機関は、譲り受け側に対し、不適切な事由が生じた場合には情報共有の対象となることについて、あらかじめ同意を得る必要がある。このような手続きは、小規模な登録支援機関や個人事業主にとって相対的に大きな負担となる可能性がある。

さらに、スクリーニングを過度に厳格化した場合には、本来は問題のない譲り受け側であっても、審査や情報開示に伴う負担を敬遠し、他の仲介会社へ流れる可能性も考えられる。こうした機会損失は、取扱件数が限られる小規模な登録支援機関ほど相対的に大きな影響を受けると考えられる。

以上のような金銭的コストや実務負担は、特に小規模な登録支援機関や個人事業主にお

いて、「不適切な譲り受け側に係る情報共有の仕組み」への加盟インセンティブを低下させている可能性がある。

図表 6 提言

提言	内容
【登録支援機関への提言】	
制度への加盟促進	機関規模や業態を問わず、本仕組みへの加盟が望ましい。
情報共有の推進	不適切な譲り受け側に関する情報共有を通じて、市場の健全性向上に貢献することが期待される。
【行政への提言】	
未加盟理由の開示	登録支援機関が加盟していない理由を公開する。
加盟意思の開示	将来的な加盟予定の有無等を公開する。
情報開示の充実	制度の趣旨をより正確に伝え、制度理解の促進や加盟率向上につなげる。

4.2 提言

もっとも、筆者としては、登録支援機関は機関規模や業態、理由を問わず、「不適切な譲り受け側に係る情報共有の仕組み」へ加盟することが望ましいと考える。潜在的な譲り渡し側にとって、M&A は機関のライフサイクルにおける極めて重要な意思決定であり、不適切な譲り受け側との M&A が、譲り渡し側やその関係者に深刻な不利益をもたらし得ることは、近年の事例からも明らかとなっている。登録支援機関は、「事業承継・M&A 補助金（専門家活用枠）」において、M&A 仲介手数料やフィナンシャル・アドバイザー契約に係る費用補助の対象となるなど、公的支援制度の恩恵を受けている。そのため、登録支援機関には、不適切な譲り受け側に係る情報を適切に共有し、潜在的な譲り渡し側が安心して M&A を実施できる市場環境の整備に貢献することが期待される。

一方で、行政側にも改善の余地があると考えられる。中小企業庁は、情報共有の仕組みに加盟していない支援機関に対し、アドバイザー契約又は仲介契約締結前に、その旨を顧客へ説明することを求めている。これは、顧客が十分な情報に基づいて支援機関を選択できる環境を整備し、制度の透明性を確保することを目的とした措置であると考えられる。

しかしながら、執筆時点の「登録支援機関データベース」では、各登録支援機関が本仕組みに加盟していない理由や、将来的な加盟意思の有無等は開示されていない。そのため、潜在的な譲り渡し側がデータベースのみを閲覧した場合、中小 M&A 業界全体が不適切な譲り受け側に関する情報共有に消極的であるとの印象を抱く可能性がある。

この点を踏まえると、登録支援機関データベースにおいても、加盟していない理由や今後の加盟予定等を開示することは有益であると考えられる。これにより、制度の趣旨や各支援機関の対応方針を潜在的な譲り渡し側へより正確に伝えることが可能となり、顧客が十分な情報に基づいて支援機関を選択できる環境の整備に資するものと考えられる。

さらに、制度の実効性を高める観点からは、情報開示の充実に加え、行政側が登録支援機関に対して本仕組みへの加盟を積極的に働きかけることも重要である。本仕組みへの加盟が広く進展することで、情報共有体制の実効性が高まるとともに、潜在的な譲り渡し側が安

心して M&A を実施できる市場環境の整備や、中小 M&A 市場全体の信頼性向上に寄与するものと考えられる。

- 本資料は、執筆時点で入手可能なデータに基づき作成されています。そのため、本資料は将来の動向や結果を保証するものではありません。また、市場環境や国内外の情勢等に応じて、本資料の内容は予告なく変更される場合があります。
- 本資料は執筆者個人の見解に基づき作成されたものであり、当大学および当センターの公式見解を示すものではありません。
- 本資料の利用により生じたいかなる結果または損害についても、当大学および当センターは一切の責任を負いません。
- 本資料に関する著作権その他一切の権利は、当大学および当センターに帰属します。本資料を引用・転載等する場合は、その目的や方法の如何を問わず、「MAREC (2026)『不適切な譲り受け側に係る情報共有の仕組みへの現状と課題』」を出典として明記してください。